

**南知多町有機農業スクール運営計画策定に関する支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項**

1 目的

本実施要項は、南知多町有機農業スクール運営計画策定に関する支援業務委託に係る契約の受託候補者（一者）を公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めたものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

南知多町有機農業スクール運営計画策定に関する支援業務

(2) 業務内容

別紙南知多町有機農業スクール運営計画策定に関する支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年1月31日（火）までとする。

(4) 事業費限度額

6,952,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 選定方針

受託候補者の選定は、南知多町の職員で構成する「南知多町有機農業スクール運営計画策定に関する支援業務企画提案審査会」（以下、「審査会」という。）において、業務実績等による評価、企画提案に基づくプレゼンテーション等による評価、提案価格書の評価の審査を実施し、評価の合計点が最も高い者を受託候補者に、次に合計点が高い者を次点候補者として選定する。

4 スケジュール

公募から受託候補者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和4年 6月23日（木）
(2) 質問受付期限	令和4年 6月28日（火）午後5時（必着）
(3) 質問書に対する回答	令和4年 6月30日（木）
(4) 参加表明受付期限	令和4年 7月 5日（火）午後5時（必着）
(5) 参加資格審査結果通知	令和4年 7月 8日（金）
(6) 提案書等提出期限	令和4年 7月15日（金）午後5時（必着）
(7) プレゼンテーション	令和4年 7月21日（木）（予定）
(8) 選定結果通知	令和4年 7月25日（月）
(9) 契約の締結	令和4年 7月末（予定）

5 審査会等の構成

審査会及び事務局については、以下のとおり。

(1) 審査会

町職員 5 名（副町長、総務部長、建設経済部長、まちづくり推進室長、産業振興課長）

(2) 事務局

南知多町 建設経済部 産業振興課 農政係（担当：榊原、磯部、加藤）

〒473-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

電話：0569-65-0711（内線252・253・254）

FAX：0569-65-0694

メール：nousui@town.minamichita.lg.jp

6 参加表明

企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加表明書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要書（様式第2号）	
③	誓約書（様式第3号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
④	業務経歴書（様式第4号）	
⑤	申立書（様式第5号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
⑥	印鑑証明書の写し	※発行3か月以内のものであること。
⑦	その他町長が必要と認める書類	

(2) 提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和4年7月5日（火）午後5時必着

(4) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(5) 書類の配付

プロポーザルの実施に係る実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和4年7月5日（火）まで、町ホームページ上で配布する。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知については、令和4年7月8日（金）までに電子メールにより通知する。

7 参加資格要件

「6 参加表明」に係る提出書類は、企画提案書の提出を要請する参加者（以下、「参加要請者」という。）を選定する基礎資料とする。本プロポーザルに参加できるものは、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の適用を受けていない者であり、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 本事業の公募開始日から契約締結日までに、本町から指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

8 質問及び回答

(1) 質問

① 質問方法

質問書（様式第6号）を電子メールにより、事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

② 受付期間

令和4年6月23日（木）から令和4年6月28日（火）午後5時まで

(2) 回答

① 回答方法

町ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

② 回答日

令和4年6月30日（木）までに順次回答する。

9 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は企画提案書等の提出にあたって、本実施要項及び仕様書等を熟読の上、作成すること。また、下記提出書類について、電子データが保存されているCD-R等を1部提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案概要書（書式自由）

企画提案の概要をA4判1枚（両面印刷可）で作成すること。

② 企画提案書（書式自由）

記載事項は、「南知多町有機農業スクール運営計画策定に関する支援業務委託仕様書」（別紙）の内容を踏まえ、以下の項目及び順番に沿って記載すること。

ア 業務スケジュール

- ・仕様書等を踏まえ、業務スケジュールについて記載する。

イ 町との役割分担、支援体制

- ・受託者と町の役割分担、検討組織の運営支援について記載する。

ウ 有機農業スクールのカリキュラム

- ・科学的に再現可能な有機栽培技術（BLOF理論など）に基づき、有機農業

の実施に必要とされるカリキュラム案について記載する。

エ 有機農業スクール運営計画書作成支援

- ・仕様書等を踏まえ、運営計画書の作成の支援について記載する。

オ 独自の企画・提案

- ・目的達成に寄与するものとして、独自の企画提案を記載する。

③ 提案価格書（書式自由）

「②企画提案書」の各項目の内訳がわかるよう価格明細を作成し提出すること。なお、価格提案書の内容及び金額は選定上の評価に使用する。

(2) 提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和4年7月15日（金）午後5時必着

(4) 提出部数

正本を1部、副本を5部提出すること。

10 ヒアリング対象者の選定及び審査の開催

以下のとおり、ヒアリング審査の対象者の選定を行う。

(1) 参加表明書の提出が3者を超えた場合

審査会を開催の上、あらかじめ設定した審査基準に基づき、提出された参加表明書等の内容を評価し、3者をヒアリング審査の対象として選定する。ただし、同点により採点の上位が3者を超える場合は、採点が3位と同点となった者（採点の2位が2者以上、1位が3者以上の場合も同様）についてもヒアリング審査の対象として選定する。この審査結果は、参加表明書提出期限の翌日から起算して3日以内に全ての参加者に対して、電子メールにて通知する。

(2) 参加表明書の提出が3者以内の場合

参加表明書を提出した全てをヒアリング審査の対象者として選定する。参加表明書提出期限の翌日から起算して3日以内に全ての参加者に対して、電子メールにて通知する。なお、参加表明書の提出が1者の場合も、原則としてヒアリング審査を実施する。

11 ヒアリング審査の方法

ヒアリング審査は、プレゼンテーション方式により以下のとおり行う。

(1) 審査実施日（プレゼンテーション実施日）

令和4年7月21日（木）（予定）

プレゼンテーションについては、1提案あたり50分程度とする。

- ・プレゼンテーション 30分
- ・質疑応答 20分

(2) 実施場所

南知多町役場

(3) その他

プレゼンテーションについては、南知多町役場で行うものとするが、社会情

勢により web ツール（zoom 等）を使用して実施する場合もある。実施方法については、参加資格審査結果通知に合わせて連絡する。

なお、ヒアリング審査に参加しない場合は、審査の対象としない。

1 2 選定の方法

選定は以下のとおり行うものとする。

(1) 審査員の個人評価

あらかじめ設定した審査基準に基づき、審査員が企画提案書の評価・採点を行う。

(2) 審査会での討議・総合評価

審査員個人の評価をもとに、審査会において、評価の理由や観点について確認・討議を行い、それに基づき審査員個人が再評価を行ったうえで集計し、審査会としての総合評価とする。

(3) 最優秀提案者の選定

審査会としての総合評価において、合計点数が満点の 6 / 10 以上の者の中から、最高得点となった者を最優秀提案者として受託候補者に選定する。

(4) 評価が同点となった場合

次の順序で上位の提案を選定する。

- ① 企画提案の合計点が上位の者
- ② 提案価格の低いもの

1 3 選定結果

選定の結果は以下のとおりとする。

(1) 選定した企画提案書の提出者及び選定されなかったものに対しては、文書によりその旨を通知するとともに、審査結果の概要を後日町ホームページで公表するものとする。

なお、審査内容及び選定結果に対するの異議は認めない。

(2) 選定されなかった者は通知を行った翌日から起算して 7 日以内に、書面により理由について、説明を求めることができる。

1 4 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められた場合
- (4) 審査会の審査員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 見積金額が本要項に示した事業費限度額を超える場合

1 5 契約等

受託候補者と見積合わせ等の契約交渉を行った上で、契約手続きを行う。ただし、受託候補者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受

けた場合、その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、その者との契約締結を行わず、次点の候補者を契約交渉の相手方とする。

16 その他

その他、留意事項は以下のとおりである。

- (1) 提出された企画提案書等は返還しない。
- (2) 企画提案に係る諸費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出を認めない。
- (4) 提案書の著作権は、企画提案書提出者に属する。ただし、町が報告等のために必要な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 町に提出された書類等は、審査及び説明を目的とする場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類等が南知多町情報公開条例（平成12年南知多町条例第42号）に基づく開示請求の対象となった場合は、提出者の意見を聴取した上で開示の可否等を決定する。
- (7) 前号により開示する場合、町がその写しを作成し使用することができるものとする。
- (8) 本要項に定めるものの他必要な事項については、審査会が定めるものとする。